

議案第55号

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年5月24日提出

三田市長 田村克也

三田市条例第 号

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例

三田市都市計画税条例（昭和39年三田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

付則第17項を付則第18項とし、付則第16項を付則第17項とする。

付則第15項中「付則第5項及び第7項」を「付則第6項及び第8項」に、「付則第5項及び第8項」を「付則第6項及び第9項」に、「付則第6項、第8項及び第9項」を「付則第7項、第9項及び第10項」に、「付則第8項から第10項」を「付則第9項から第11項」に、「付則第10項」を「付則第11項」に、「付則第11項から第13項」を「付則第12項から第14項」に、「付則第12項」を「付則第13項」に改め、同項を付則第16項とする。

付則第14項の前の見出しを削り、同項を付則第15項とし、同項の前に見出しとして「(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)」を付し、付則第13項を付則第14項とし、付則第10項から付則第12項までを1項ずつ繰り下げる。

付則第7項から付則第9項までの規定中「付則第5項」を「付則第6項」に改め、付則第9項を付則第8項とし、付則第6項から付則第8項までを1項ずつ繰り下げる。

付則第5項の前の見出しを削り、同項を付則第6項とし、同項の前に見出しとして「(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付し、付則第4項を付則第5項とする。

付則第3項の前の見出しを削り、同項を付則第4項とし、同項の前に見出しとして「(法附則第15条第42項の条例で定める割合)」を付する。

付則第2項の次に次の一項を加える。

(法附則第15条第38項の条例で定める割合)

3 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。